

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間、53年4月から54年3月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで
③ 昭和55年4月から同年6月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間に係る還付金を受けているとの回答でした。しかし、私は、還付金を受けた覚えがありません。銀行振込みと郵便局での現金払いの2通りの受取方法があると説明を受けましたが、私自身は昭和58年に遺族年金を受給するまで預金通帳を持ったことが無く、郵便局で現金を受け取ったこともありません。遺族年金も代理で請求してもらったので社会保険事務所に出向いたことも65歳の年金請求の時まで無く、郵便物が届けば重要なものは保管しているはずですが、還付金は受け取っていないので、納付した記録を元に戻して下さい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿において、被保険者資格を取得してから長期間にわたり強制加入被保険者として国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる。

申立期間に係る国民年金保険料の還付は、昭和57年に、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間が判明し、これに伴い社会保険事務所において行われた申立人の国民年金加入記録の補正作業の結果発生したものであるが、同補正作業においては、時効となる未納期間への保険料の充当やさかのぼった任意加入の得喪処理など、不適切な事務処理が見受けられる。

また、社会保険事務所保管の特殊台帳には、還付処理が行われた経過が記録されているものの、還付についての支払状況を記録する還付整理簿は保存

されておらず、社会保険事務所のオンライン記録においても還付記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年8月から同年10月まで
昭和52年8月に会社を退職する際、以前国民年金に加入していたのであれば、今後も加入するよう事務員から言われたので、市町村役場に行き国民年金に加入する手続きをして、1か月分の国民年金保険料を納付しました。その後も毎月市町村役場で納付したのに、記録では未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の老齢給付受給資格期間満了者であったため、当時は国民年金への加入は任意適用であったが、厚生年金保険の資格喪失後は、申立期間に係る加入を含め二度にわたり国民年金に任意加入する手続きを適切に行っており、国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は、3か月と短期間であり、申立人が何度か市町村役場に国民年金保険料を納めに行ったことを覚えていると妻が供述している。

さらに、申立人が国民年金に任意加入する手続きを行いながら、手続きを行った昭和52年8月を含む申立期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 2 月まで

昭和 50 年に市町村役場にて国民年金保険料を特例納付したが、平成 8 年 12 月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金の特例納付をした期間との重複が判明し、重複期間の保険料は還付された。

これは、市町村役場において適切な説明がされず、厚生年金保険被保険者記録の確認を怠ったことが原因である。還付金は返納するので、重複して特例納付した期間を本来納付済みとされるべきであった申立期間の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記録については、平成 8 年 12 月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、重複期間は国民年金の強制被保険者期間として記録され、第 2 回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、本来国民年金に加入できない厚生年金保険被保険者期間であると判明したため、重複期間の保険料は平成 9 年 3 月に還付されている。

しかしながら、申立人は、昭和 50 年に、第 2 回特例納付において昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで、84 か月分の保険料を納付した記録となっているものの、当該期間のうち、37 年 2 月から 40 年 12 月までの期間（47 か月）は、厚生年金保険被保険者期間であり、特例納付の対象期間ではなかったことを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった 43 年 4 月から 47 年 2 月までの保険料（47 か月）を納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年3月まで
公民館で国民年金について話を聞いたので、夫に加入手続をしてもらい、夫婦一緒に国民年金に加入した。
その後、集金人から過去の保険料も納付した方がよいと言われたので、夫が過去の保険料を納付してくれたと思う。
以上のように保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間は無く、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に過年度納付したと主張しているが、i) 国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出され、昭和46年度から48年度までの保険料納付年月日が、夫婦すべて同じとなっており、夫婦一緒に保険料を納付していたと推認できること、ii) 申立人の夫の44年度の保険料は、昭和47年3月3日に過年度納付されていることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は、12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、A 市町村役場の集金人に、毎月、夫婦二人分の保険料を納付していた。集金人に保険料を納付していたのは私であり、夫の保険料だけを納付するという事は無いので、少なくとも夫の保険料が納付済みとなっている昭和 46 年 4 月からは納付していたと思う。納付したことを証明する領収書等の証拠書類はないが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 9 月 22 日に払い出されており、その時点で申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

また、申立人には、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を夫婦一緒に集金人へ納付していたと主張しているが、A 市町村が保管している当時の納付組合の納付記録及び国民年金被保険者名簿には、申立人が申立期間後の昭和 47 年 4 月以降の保険料については納付していたということしか記録されていない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
昭和36年ごろ、妊娠中であったため、夫が国民年金の加入手続をし、それからは亡くなった夫がA市町村役場で二人分の保険料を納付してくれた。以上のように保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、亡くなった夫が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は40年1月9日に払い出されており、その時点では申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関わっておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している夫も他界しているため、申立期間に係る国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

申立期間の国民年金保険料は亡くなった父が納めていたので、未納になっているのは記録漏れだと思われるから、申立期間が未納となっている記録を訂正して欲しい。

また、申立期間②については、A 共済組合期間と重複し退職一時金を受領しているが、国民年金保険料納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった父が申立期間の国民年金保険料を納めたとしているが、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が所持している B 市町村が発行した「国民年金保険料及手帳預り証」及び国民年金手帳には、いずれも、昭和 38 年度から 40 年度までの保険料を納付したことが記録されているが、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す記載は見られず、納付していたとする周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入、保険料の納付に関与しておらず、納付状況についての申立人の記憶はあいまいである上、ほかに有力な証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から同年 8 月まで

A事業所を退職後、昭和 35 年 1 月からB事業所に入社し、洗い物及び仕上げを担当した。

B事業所に勤めた後は自営をする予定であったため、昭和 35 年 1 月からの 1 年契約で勤務した。入社当初、社長に給料から保険料を控除すると言われたことを記憶している。

しかし、社会保険庁の厚生年金保険加入記録では昭和 35 年 9 月 1 日資格取得とされており、申立期間の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述により、申立人が申立ての事業所に勤務していた事実は推認できるが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られない。

また、元事業主及び同僚の供述により、当該事業所では試用期間を設けており、その期間については厚生年金保険に加入していなかったことが推認される。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は昭和 35 年 9 月 22 日に払い出されていることがC社会保険事務所保管の記号番号払出簿から確認でき、また、申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られないことなどから、社会保険庁のオンライン記録における申立人の 35 年 9 月 1 日資格取得の記録に不自然さはうかがえない。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月6日まで
年金裁定請求時に記録照会をしたところ、A事業所で勤務した期間が脱退
手当金支給済みとされていることがわかった。私は、昭和18年に小学校を
卒業後養成工として勤務したが、厚生年金保険に加入していたことも知らな
かった。戦後、会社が休止になり退職したが、脱退手当金をもらった記憶が
無い。もらっていないので厚生年金保険の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金支給に係る期間は3年未満であるが、厚生年金保険法施行令(昭和19年勅令363号)第22条の2第4項の9に基づき脱退手当金を支給する場合の一つとして定められた「軍需補償打切ニ因ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ」に該当し、当時は、脱退手当金を受給することが可能であった。

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給年月日、支給金額など支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 8 月まで

A事業所での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間において同事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られない。

また、申立事業所の元事業主は、当委員会の照会に対し、申立期間において申立人は厚生年金保険に加入していないため、給与から厚生年金保険料は控除しておらず、申立人の厚生年金保険料の納付はしていないと回答している。

さらに、申立期間について、社会保険庁の申立事業所に係るオンライン記録に申立人の氏名は無く、厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は見られず、雇用保険についても、申立期間に係る当該事業所での雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 56 年 11 月 5 日から現在まで国民健康保険に加入している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 4 月 21 日まで
昭和 41 年 2 月に A 事業所でアルバイトをしていたころ、正社員として働かないかと誘いを受けたが、B 事業所に就職が決まっていたので断り、同年 4 月の B 事業所への就職と同時に A 事業所は退職した。

申立期間は、B 事業所の売場で販売員として勤務しており、毎月 25 日が給料日で、B 事業所の C 営業所に給料を受け取りに行った。入社後 3 か月間程度は見習い期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったように記憶しているが、その後は確実に厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所 C 営業所で勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に B 事業所の売場で勤務していたことは推認することはできるが、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするまでの周辺事情は見当たらない。

また、厚生年金基金及び雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間の加入記録は確認できない。

さらに、B 事業所 C 営業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B 事業所の本社に照会しても、C 営業所は既に閉鎖し、本社とは独立採算であったため、何も資料は引き継いでおらず、保険料の控除、資格の届出及び保険料の納付はすべて不明であると回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から25年9月まで

A事業所での厚生年金保険加入期間について、平成元年に社会保険事務所へ照会したところ、申立期間についての厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらったが、その期間についても継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時勤務していた事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和30年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除の事実を確認できる関連資料は無く、事業主も死亡しており供述を得ることもできない。

また、当時の同僚は、ほとんどが死亡又は所在不明であり、連絡が取れた1名の同僚からも、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 4 月まで
中学校卒業後、学校からの就職あっせんにより、昭和 34 年 4 月から A 事業所に入社し、B 事業所へ勤めるまでの 1 年間配送の仕事に従事していましたが、厚生年金保険の加入記録がないので、記録の訂正を希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は申立期間当時の関係書類を保管していないため申立内容を確認することができない上、当時の事業主は申立人についての記憶が無いと供述しており、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

また、当時のほとんどの同僚は申立人を記憶しておらず、申立人を記憶している 1 名の同僚からも、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られない。

さらに、当時の複数の同僚は、「申立期間の頃は、入社してから 1 年以上の試用期間があった。」と供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。